

## 平成 30 年度 静岡デスティネーションキャンペーン 旅行商品造成支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、静岡県大型観光キャンペーン推進協議会 33 市町部会（以下、「33 市町部会」という。）が実施する、静岡デスティネーションキャンペーン（以下、「静岡 DC」という。）に係る旅行商品造成支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第 2 条 この補助金は、静岡 DC に関連する観光素材と、県内の絶景、グルメ、温泉などを融合させた新たなテーマツーリズムを創出し、県内の観光需要を拡大し、観光素材や静岡 DC の情報等を PR するとともに、それらを盛り込んだ県内周遊を促す旅行商品の企画及び販売促進に係る事業を対象として補助金を交付することにより、静岡県への宿泊観光客数の増加を図る。

### (交付の対象及び補助率)

第 3 条 交付の対象となる要件や補助率等は別表に定めるとおりとする。

### (補助金の交付の申請)

第 4 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、別記様式第 1 号により、別に定める期日までに申請書を提出するものとする。

### (補助金の交付の決定)

第 5 条 33 市町部会は、前条の申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認められるときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定する。

2 33 市町部会は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の申請に係る事項を修正して補助金の交付の決定をすることができる。

3 33 市町部会は、第 1 項の規定により補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認められるときは、条件をつけることができる。

### (決定の通知)

第 6 条 33 市町部会は、前条第 1 項の規定により補助金の交付を決定したときは、別記様式第 2 号により、その決定の内容及びこれに付された条件を補助金の交付の申請をした者に通知する。

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から20日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事業計画変更等に係る承認の申請)

第8条 補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)は、補助の対象となる補助金の交付の決定を受けた後に、補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の計画に変更を加えようとする場合は、別記様式第1号により、変更申請書を33市町部会に提出し、承認を得なければならない。

(報告及び検査)

第9条 33市町部会は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は関係職員に帳簿その他関係書類を検査させることができる。

(指示)

第10条 33市町部会は、前条の報告等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、必要な指示をすることができる。

(実績報告書)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から10日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに、当該事業に係る実績報告書(別記様式第3号)を33市町部会に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 33市町部会は、前条の実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査の上、当該補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者から適法な支払請求書を受理したときは、当該支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助事業者が、第11条及び前条の規定により、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(別記様式第4号)を33市町部会に提出するものとする。

(補助金交付決定の取消し等)

第14条 33市町部会は、申請者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 補助金を他の用途へ使用したとき。
- (2) 補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) この要綱又はこの要綱の規定に基づく決定に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第15条 33市町部会は、補助金の交付の決定を取消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助事業者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備)

第16条 補助事業者は、補助事業の遂行の状況及び当該補助事業に係る収支について、一切の状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保存しておかなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

(施行期日)

附 則

この要綱は、2018年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）【交付の対象及び補助率】

補助対象経費	静岡DC重点素材を組み込む新たな旅行商品を造成するとともに、静岡県内での宿泊を促進することを目的としたパンフレット等制作に係る経費
対象事業者	JRグループから乗車券類の販売を委託されている旅行会社
要件	<p>次に掲げる要件をすべて満たすとともに実効性が高いと認められるもの</p> <p>(1) 静岡DCの重点素材を組み込む新たな旅行商品を造成するとともに、静岡県内での宿泊を伴う旅行商品であること</p> <p>(2) 2019年6月30日（日）までに催行されるもの</p> <p>(3) 2019年3月31日（日）までに制作されるもの</p> <p>(4) 発着地が以下の地域であること 首都圏、中京圏、関西圏、中国地方、四国地方、九州地方</p> <p>(5) 東海道・山陽新幹線を利用すること</p>
補助金額	静岡DC商品企画パンフレット等の制作に要する経費の3分の1以内を予算の範囲において補助する。

※静岡DCロゴマークの使用規定に基づく掲載を推奨。

平成30年度 静岡デスティネーションキャンペーン旅行商品造成支援事業補助金交付要綱第4条に規定する「別に定める期日」については、以下のとおり定める。

第2回目申請期限 10月31日（水）